

土壌汚染対策法に関わる法・条例・要綱等リンク集

(東京都, 千葉県, 埼玉県, 神奈川県, 愛知県, 大阪府及びこの政令市)

自治体名	土壌汚染関連 トップページ (URL)	関連条例・要綱 (URL)		手続き書類		指定状況		届出様式			政令市以外の 条例保有市区町村	処理施設の条例・要 綱等の有無	相談窓口	備考 2023年8月31日HP更新 (一部は9月更新)
		環境確保条例	要綱など	土対法	条例	土対法	条例	土対法	条例	条例				
		②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩				
千葉県	<a href="#">地下水・土壌汚染 対策について</a>	<a href="#">千葉県環境保全条例</a>	<a href="#">千葉県汚染土壌処理 施設の設置及び維持 管理に関する指導要 綱</a>	<a href="#">地下水・土壌汚染対策 について</a>	—	<a href="#">千葉県指定状況</a>	—	<a href="#">千葉県規定様式</a>	—	—	銚子市, 館山市, 木更津市, 野 田市, 茂原市, 成田市, 佐倉 市, 東金市, 旭市, 勝浦市, 流 山市, 我孫子市, 鴨川市, 君津 市, 富津市, 浦安市, 四街道 市, 袖ヶ浦市, 八街市, 印西 市, 富里市, 南房総市, 匝瑺 市, 香取市, 山武市, いすみ 市, 酒々井町, 栄町, 神崎町, 多古町, 東庄町, 大網白里市, 横芝光町, 一宮町, 睦沢町, 長 生村, 白子町, 長柄町, 長南 町, 大多喜町, 御宿町, 鋸南町	「千葉県汚染土壌処 理施設の設置及び維 持管理に関する指導 要綱」あり	千葉県環境生活部 水質保全課 地質汚染対策班	更新日 ①2023年3月28日 ②2023年6月14日 ③2021年3月22日 ④2023年3月28日 ⑤2023年6月29日 ⑥2022年4月8日
千葉市	—	<a href="#">土壌に関する規制等</a>	<a href="#">土壌に関する規制等</a>	<a href="#">土壌に関する規制等</a>	—	<a href="#">千葉市指定状況</a>	—	<a href="#">土壌汚染対策法他 届 出書類様式</a>	<a href="#">千葉市土壌汚染対策指 導要綱他 届出様式</a>	—	—	「千葉市汚染土壌処 理業許可等に関する 指導要綱」あり	千葉市環境局 環境保全部 環境規制課	更新日 ②2023年1月26日 ③2023年1月26日 ④2023年1月26日 ⑤2023年7月19日 ⑥2022年10月1日 ⑦2022年4月15日
市川市	<a href="#">土壌汚染</a>	<a href="#">市川市環境保全条例</a>	—	<a href="#">土壌汚染対策法につい て</a>	—	<a href="#">土壌汚染対策法に基づ く区域の指定状況</a>	<a href="#">市川市環境保全条例に 基づく指定区域</a>	<a href="#">届出様式等</a>	<a href="#">環境保全条例に基づく 届出様式</a>	—	—	「市川市汚染土壌処 理業の許可等に関す る指導要綱」あり	市川市環境部 生活環境保全課 水質・土壌・廃棄物グルー プ	更新日 ①2023年9月1日 ②2021年4月1日 ④2023年9月1日 ⑤2023年9月1日 ⑥2023年9月1日 ⑦2023年9月1日 ⑧2023年9月1日 ⑨2022年1月11日
船橋市	—	<a href="#">船橋市環境保全条例</a>	—	<a href="#">土壌汚染対策について</a>	—	<a href="#">土壌汚染対策法に基づ く区域の指定状況</a>	—	<a href="#">土壌汚染対策法の届出 書式</a>	<a href="#">船橋市環境保全条例の 届出書式</a>	—	—	—	船橋市環境保全課 水質・地質係	更新日 ②2023年7月2日 ④2023年8月17日 ⑤2023年8月17日 ⑥2022年7月7日 ⑦2023年3月16日
柏市	—	<a href="#">環境保全等の条例等 による規制・届出等</a>	—	<a href="#">土壌汚染について</a>	—	<a href="#">土壌汚染対策法に基づ く要措置区域及び形質変更 時届出区域について</a>	—	<a href="#">届出様式</a>	<a href="#">環境保全等の条例等に 関する様式</a>	—	—	「柏市汚染土壌処 理業の許可等に関す る指導要綱」あり	柏市環境部 環境政策課	更新日 ②2021年2月26日 ④2021年4月16日 ⑤2023年7月10日 ⑥2021年4月16日 ⑦2021年2月26日
市原市	—	—	—	<a href="#">土壌汚染対策法の概要</a>	—	<a href="#">市原市の現況 (区域指 定)</a>	—	<a href="#">様式ダウンロード</a>	—	—	—	「市原市汚染土壌処 理業許可等に関する 指導要綱」あり	市原市環境部 環境管理課	更新日 ④2023年3月30日 ⑤2023年3月30日 ⑥2023年3月30日

指定調査機関とは

土壌の汚染状況に関する調査は、試料の採取地点の選定、試料の採取方法などにより結果が大きく左右されます。調査結果の信頼性を確保するためには、調査を行う者に一定の技術的能力等が求められます。そこで、土壌汚染対策法（以下「法」という。）においては、第3条第1項、第4条第2項、同条第3項、第5条第1項及び第16条第1項で規定する土壌汚染状況調査等を実施する者については、環境大臣若しくは地方環境事務所長又は都道府県知事が指定することとしています。この指定された調査機関を指定調査機関と呼び、指定した環境大臣若しくは地方環境事務所長又は都道府県知事の監督等を受けることになります。

汚染土壌処理業とは

土壌汚染対策法（以下「法」という。）では、法の規制区域（要措置区域及び形質変更時届出区域）から搬出された汚染土壌の処理を行う場合には、汚染土壌処理業の許可が必要となります。